



平成30年3月14日
海上保安庁

**総合安全情報サイトの開設に向けた
第3回水上オートバイの安全対策に係る意見交換会を実施します！**

海上保安庁は、カヌー、SUP、水上オートバイなどのマリニアクティビティごとに国の機関及び関係団体との意見交換会を行い、事故減少のための安全ガイド（ウォーターセーフティガイド（仮称）※）を策定し、統一した安全情報を掲載した総合安全情報サイトを海上保安庁のホームページに開設します。

この一環として、下記のとおり、第3回水上オートバイの安全対策に係る意見交換会を行います。

※ウォーターセーフティガイドの名称については、現在も意見交換会において議論中ですので、仮称としております。

記

- 1 日時
平成30年3月16日（金）午後1時00分から午後3時00分までの間
- 2 場所
中央合同庁舎3号館11階 海上保安庁会議室
- 3 出席者
別添1のとおり
- 4 取材について
取材を希望される場合は、3月15日（木）正午までに別添2により、交通部安全対策課（Tel：03-3591-5047）まで御連絡ください。
- 5 その他
ウォーターセーフティガイドの概要及び総合安全情報サイト開設に向けた各種意見交換会のスケジュール等については、別添3をご参照下さい。

第3回水上オートバイの安全対策に係る意見交換会出席者

【国の機関】

- ・海上保安庁
- ・国土交通省海事局
- ・運輸安全委員会
- ・消費者庁
- ・スポーツ庁

【関係団体等】

- ・(公財) マリンスポーツ財団
- ・(公社) 関東小型船安全協会
- ・(一財) 日本海洋レジャー安全・振興協会
- ・(一社) ウォーターリスクマネジメント協会
- ・(一社) 大岡川川の駅運営委員会
- ・(一社) 水難学会
- ・(一社) 日本釣用品工業会
- ・(一社) 日本マリン事業協会
- ・(NPO法人) パーソナルウォータークラフト安全協会
- ・(NPO法人) 日本ライフセービング協会
- ・日本小型船舶検査機構
- ・東京港・湾・河川水上オートバイ安全航行推進プロジェクト (TPSP)

『水上オートバイの安全対策に係る意見交換会』

取材申込票

報道機関名	
連絡先電話番号 (当日の連絡先)	
取材者氏名	

【申込先】海上保安庁 交通部安全対策課 プレジャーボート安全対策係

TEL、FAX : 03-3591-5047

メール : jcghanzentaisaku3-3h6f@mlit.go.jp

平成30年3月15日(木) 正午までに申込み下さい。

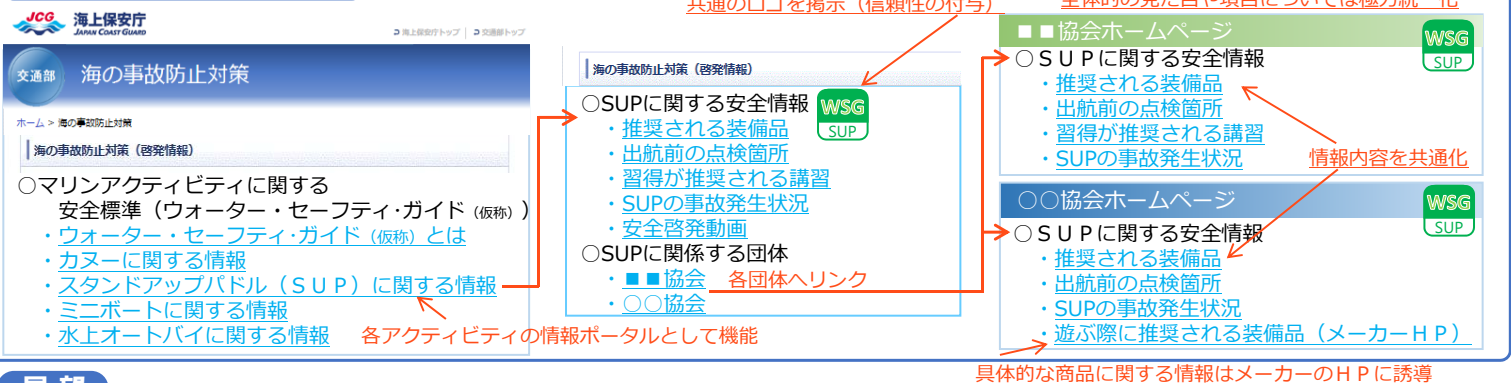
現状 (別添3)

- カヌー、SUP、ミニボート等のマリンアクティビティは、その手軽さから今後ユーザーの増加が見込まれる。
- 一方、これらアクティビティの用具はインターネットで手軽に購入できる環境にあり、購入者が海の気象や安全等に関する十分な知識・情報を得ること無く海に出て、海難に遭遇するケースが増えている。
- マリンアクティビティに関する安全情報(初心者向けの基礎的な知識、ゲレンデ情報など)は、海上保安庁や各関係団体のホームページ等で個別に提供されているが、統一されたものではないため、初心者が取捨選択しにくい状況にある。

目的・対策

- ユーザーの増加に向け、統一的安全情報の提供や情報の入手しやすさの向上等が必要！
- 海事局、消費者庁、スポーツ庁等、国の機関及び民間を含む関係団体が連携し、マリンアクティビティ毎に推奨される安全標準(ウォーター・セーフティ・ガイド(仮称))を策定 → 国・関係団体による意見交換会を実施し、合意・推奨される情報を整理・抽出する。
- 各関係団体のホームページのネットワーク化により情報共有のうえ、発信 → ユーザーの視点で「初心者は、このホームページを見れば安全に安心して海で遊べる」総合安全情報サイトをを目指す。

ホームページの掲載イメージ



共通のロゴを掲示(信頼性の付与)

全体的な見た目や項目については極力統一化

情報内容を共通化

具体的な商品に関する情報はメーカーのHPに誘導

展望

- 毎年米国で開催される小型船舶安全運航等をテーマとした水上安全国際サミット(IBWSS)に倣い、我が国では、水上安全に関する合意形成の場として、今年度から官民合同によるJBWSS(日本版IBWSS)を平成29年6月に開催しているところ。
- マリンアクティビティ毎のウォーター・セーフティ・ガイド(仮称)について、JBWSSにて関係機関・団体と情報共有を図る。(参考) IBWSS2018: H30年3月開催予定(於米ケンタッキー州)、JBWSS2018: H30年5月開催予定
- オリパラ開催に向け、官民ネットワークの強化、マリンレジャーのインバウンド需要への国際標準での対応を目指す。

各意見交換会の実施状況

- カヌー及びSUPの安全対策にかかる意見交換会(第1回:7月19日、第2回:10月5日)
 - 参加団体(第1回) 国の機関: 経済産業省、国土交通省、消費者庁、スポーツ庁、海上保安庁 (5機関17名)
 - 関係団体: 日本レクリエーションカヌー協会、日本SUP振興会等 (9団体10名)
 - 参加団体(第2回) 国の機関: 経済産業省、国土交通省、消費者庁、海上保安庁 (4機関13名)
 - 関係団体: 日本セーフティカヌーイング協会、日本SUP推進協議会等 (13団体15名)
- ミニボートの安全対策にかかる意見交換会(第1回:9月12日、第2回:12月25日)
 - 参加団体(第1回) 国の機関: 経済産業省、国土交通省、運輸安全委員会、水産庁、消費者庁、関東運輸局、海上保安庁 (7機関24名)
 - 関係団体: 日本マリン事業協会、日本小型船舶検査機構、ジョイクラフト株式会社、株式会社舵社等 (15団体19名)
 - 参加団体(第2回) 国の機関: 経済産業省、国土交通省、運輸安全委員会、水産庁、消費者庁、関東運輸局、海上保安庁、第三管区海上保安本部 (7機関23名)
 - 関係団体: 関東小型船安全協会、葉山港管理事務所、平塚フィッシャーナ、ミニボートユーザー等 (13団体16名)
- 水上オートバイの安全対策にかかる意見交換会(第1回:10月21日、第2回:11月27日)
 - 参加団体(第1回) 国の機関: 国土交通省、運輸安全委員会、消費者庁、海上保安庁、第三管区海上保安本部 (5機関13名)
 - 関係団体: マリンスポーツ財団、PW安全協会、ウォーターリスクマネジメント協会、シーバードジャパン等 (12団体17名)
 - 参加団体(第2回) 国の機関: 経済産業省、国土交通省、運輸安全委員会、消費者庁、スポーツ庁、海上保安庁 (6機関18名)
 - 関係団体: 日本海洋レジャー安全・振興協会、日本マリン事業協会、日本小型船舶検査機構等 (12団体14名)



第1回ミニボートの安全対策にかかる意見交換会時の状況

スケジュール

	平成29年度						平成30年度					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
主な会議									2/23 3/4			6/10
									関係省庁連絡会議			IBWSS2018
カヌー・SUP	7/19 意見交換会 (課題整理)			10/5 意見交換会 (案提示)								
ミニボート			9/12 意見交換会 (課題整理)									情報共有
水上オートバイ				10/21 意見交換会 (課題整理)	11/27 意見交換会 (課題整理2)				3/16 意見交換会 (合意)			
人身事故											仮	意見交換会(課題整理)
実施事項	ウォーター・セーフティ・ガイド(仮称)の抽出・整理						総合サイトの構築					

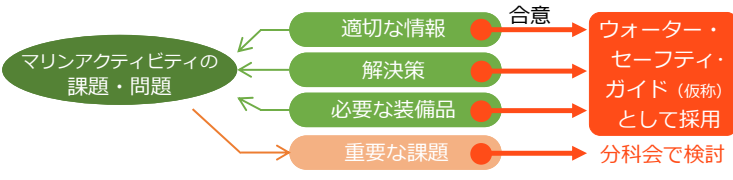
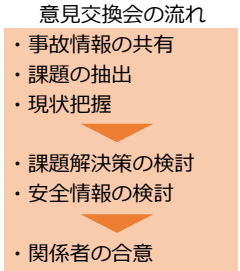
今後の進め方について

- ウォーター・セーフティ・ガイド (仮称) 策定に向け、各関係団体による意見交換会を引き続き実施し、挙げられた課題に対して検討を進めていくとともに、**重要な課題については分科会等を設置することにより検討を深化**
- 検討を進めた結果、関係者において合意に至った事項については、**順次ホームページにおいて公開**

今後の進め方 (⇒ウォーター・セーフティ・ガイド (仮称) 策定に関する枠組み) について、各関係団体の合意を得るため、それぞれのマリンアクティビティ毎に関係者による合意・確認作業を実施

策定プロセス

○ウォーター・セーフティ・ガイド (仮称) は、多種多様なマリンアクティビティ毎に策定する事が効果的であることから、当面、以下のマリンアクティビティ毎に各関係団体による意見交換会を開催し、関係者間において情報の共有及び課題の抽出を行い、**課題を解決するための方策や、事故を防止するための情報のうち、関係者が合意できる事項のみを採用する。**



公表方法

- マリンアクティビティの利用者が情報にアクセスしやすいよう、**各関係団体のインターネットホームページを用いて公表**することを想定
- 海上保安庁交通部安全対策課のホームページと、各関係団体が保有するホームページとの**リンク・引用によりネットワークを構成** (ポータル的な役目は海上保安庁が担い、細かい部分については各関係団体既存のものを活用)
- 利用者に対する理解の一助としてウォーター・セーフティ・ガイド (仮称) の目的や位置づけ等を記載するほか、関係者が合意のうえ策定されたという**信頼性を確保するため、共通ロゴを掲示**

海上保安庁 JCG Coast Guard

WSG PWC

- 水上オートバイに関するウォーター・セーフティ・ガイド (仮称)
 - ・ウォーター・セーフティ・ガイド (仮称) とは
 - ・事故情報
 - ・推奨される装備品
 - ・各地のルール
- 協会ホームページ WSG PWC
 - PWCの装備品
 - ・適切な服装
 - ・ゴーグル、グローブ
 - ・ヘルメット等
 - ・その他
- 協会ホームページ
 - ■ における航行ルール
 - ・徐行が必要な海域
 - ・講習会の受講
 - ・マリーナ
 - ・その他

WSG PWC

- 当面は海上保安庁が保有する事故情報を公表
- 各関係団体既存の情報についても、合意を得たうえでネットワークとして掲載 (共通ロゴ掲示)